

第4回 沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場

日時：平成24年2月27日 15:00～16:30

場所：平取町中央公民館 1F 大会議室

1. 開 会

【事務局（河川調整推進官）】 定刻より2分ほど早いですけれども、委員の方々が全員ご出席されましたので、ただいまより、第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場を開催いたします。

私は、事務局を務めさせていただきます北海道開発局建設部河川調整推進官の小林と申します。本日は、司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、会場の皆様をお願いを申し上げます。

会場の皆様に配付させていただいております沙流川総合開発事業平取ダム関係地方公共団体からなる検討の場の公開についてに記載されているとおり、議事の進行に妨げにならないよう静粛にさせていただきますとともに、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願い申し上げます。

円滑な議事進行を図るため、フラッシュや照明等を用いた撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきます。

傍聴席前方や指定させていただいております撮影場所より前での撮影はお控えいただくようお願い申し上げます。

また、事務局では、本検討の場の記録のため、録音及び撮影を行いますことをご了承願います。

次に、配付資料の確認でございます。

まず、資料一連のものでございますけれども、冊子1冊に綴じておりますが、1枚目の議事次第と、出席者名簿、規約がございます。資料につきましては、資料1から資料3、資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料5-1、資料5-2、資料5-3でございます。さらに、参考資料については、参考資料1、参考資料2、参考資料3-1、参考資料3-2、参考資料4、参考資料5、参考資料6という資料構成になっております。

また、構成員の皆様には、机の上に第3回までの資料をファイルに綴っておりますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

資料の足りない方がいらっしゃいましたら、事務局の方にお知らせいただきたいと思います。

それでは、本日お集まりいただきました出席者のご紹介をさせていただきます。

北海道知事の代理でございます建設部政策調整担当課長の片沼様でございます。

日高町長の三輪様でございます。

平取町長の川上様でございます。

検討主体からは、北海道開発局建設部長の佐藤です。
北海道開発局河川計画課長の原です。
室蘭開発建設部次長の船木です。

2. 挨拶

【事務局（河川調整推進官）】 それでは、議事に先立ちまして、北海道開発局建設部長の佐藤より挨拶を申し上げます。

【北海道開発局（佐藤 謙二）】 本日は、ご多忙中のところ、第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

検討主体を代表して、一言、ご挨拶を申し上げます。

当検討の場は、平取ダムの検証に係る検討について皆様からご意見をいただきながら、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めていくため、平成22年12月、皆様のご協力を賜り設置させていただきました。本日は、その第4回目でございます。

第3回目では、中間取りまとめに示されている治水、利水の対策案の概略評価について、今後の検討内容をご審議いただき、パブリックコメントを行いました。本日は、パブリックコメントを踏まえた対策案について、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に沿って評価軸ごとの評価を行っており、それらの内容についてご審議いただく予定でございます。

本日も、皆様から忌憚のないご意見等を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

【事務局（河川調整推進官）】 これより、議事に入らせていただきます。

円滑な運営を図るため、フラッシュ、照明等を用いた撮影はここまでとさせていただきます。ご協力をお願い申し上げます。

それでは、資料1を基に、本日の議事を説明します。

本日の議事につきましては、大きく三つに分かれております。

1点目は、検証対象ダムの事業費等の点検でございますけれども、前回までに事業費、堆砂計画などを説明させていただいておりますけれども、今回につきましては、ダム計画の前提となりましたデータについて点検を行った結果を申し上げたいと思います。

なお、資料につきましては、膨大な資料のため、概要だけを掲載させていただいております。

次に、議事の2番目としまして、パブリックコメントの結果でございますけれども、前回、いわゆる概略評価を行うため、治水対策案の立案を行ってございます。これらについて、他に意見は無いかということと、どのような対策案が良いかということについて、パ

ブリックコメントをさせていただいております。その結果を踏まえまして、一部、修正をさせていただいておりますので、それらについてご説明をさせていただきたいと思っております。

さらに、概略評価結果を踏まえて対策案ということがございますけれども、これを評価軸ごとの評価と言っておりますが、色々な多面的な評価軸、評価する項目につきまして、項目ごとに評価させていただきましたので、それらについてご説明させていただきます。

本日の議事の終了時間は17時を目途に行いたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、資料2から資料4、ダム事業の点検についてからパブリックコメント等を踏まえた治水対策案及び利水対策案の立案及び概略評価についてまで担当より説明させていただきます。

【事務局】 それでは、資料2を説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、今回は、点検の実施ということで、再評価実施要領細目に基づきまして、雨量データと流量データの点検を行いました。その結果、これまでもそうですが、必要な修正を反映したデータを用いて実施しているところでございます。

点検結果につきましては、資料が膨大になりますので、別途、インターネット等で北海道開発局のホームページで公表したいと考えております。

資料2は以上でございます。

【事務局】 引き続きまして、資料3のパブリックコメントの結果についてご説明させていただきます。

1枚おめくりください。

まず、パブリックコメントの概要をご説明させていただきます。

今回、意見募集の対象となったものは、立案しました複数の対策案以外に具体の対策案がご提案されるかどうかという点と、今回行った概略評価の検討及び抽出に対するご意見の2点について、約1ヶ月間、パブリックコメントを行ったところでございます。

結果については、19名の方からご意見を頂いております。その結果、治水対策について3件の具体的なご提案があったところでございます。その他、概略検討及び抽出に関するご意見がそれぞれあったところでございます。

続きまして、パブリックコメントで頂いたご意見に対する検討主体の考え方でございます。

四角の中に、今回の考え方を整理させていただいておりますけれども、内容といたしましては、頂いたご意見についてできるだけわかりやすく整理するという観点から、ご意見等については、論点を体系的に整理させていただきました。論点ごとに検討主体の考え方を示す形式をとらせていただいております。頂いたご意見については、本省で開催され

ました有識者会議や再評価実施要領細目に示された内容、また、これまでの検討の場で示されている内容以外のものを中心に、今回、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、この表の見方でございますけれども、一番左が意見の番号でございます。次が、ご意見を踏まえた論点、また下段には論点に対するご意見の例、右の欄が検討主体の考え方という形で整理をさせていただいております。

今回、論点整理をさせていただくに当たって、全てのご意見については、参考資料2に全てコピーしたものを別途添付させていただいております。今回は、このように論点の形で体系的に整備させていただいた形のものが考え方としてはございます。

まず、具体の意見についてでございますが、具体的な治水対策案のご提案ということで3点のご意見を頂いております。

まず、治水01については、二風谷ダム、岩知志ダム、奥沙流ダムの有効活用を検討すべき、治水02については、二風谷ダムに排砂ゲートを設置し、堆砂量を減らし、洪水調節容量を確保するという2点の提案を頂いたところでございます。こちらのご意見につきましては、追加検討をさせていただきましたので、その内容を、別途、後でご説明させていただきます。

治水03につきましては、額平川の頭首工を移設いたしまして水位を下げること、また、流木の発生を防止して額平川の支川等の伐採等を行うという意見でございます。こちらにつきましては、既に治水対策案としましては、ご意見の趣旨を含んだ検討を行っておりますので、平取ダムの有無にかかわらず、関係機関と調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。こちらについても、資料4-1で、別途、ご説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、複数の治水対策案に係る概略検討及び抽出に関するご意見でございます。

まず、こちらは、複数の治水対策案の検討及び関係地方公共団体からなる検討の場についてそれぞれご意見を頂いております。こちらは、再評価の実施要領細目等の考え方に沿って行うということですので、具体の説明を省略させていただきます。

二風谷ダムの堆砂についてのご意見でございます。

こちらについては、二風谷ダムの貯砂ダムも含めた総貯水容量と堆砂容量を具体的に数字で示すべき、窪地について堆砂容量を変更するときに説明が無かったので説明して欲しい、二風谷ダムはこれ以上堆砂が進まないと説明してきたが、この説明を撤回したのか、というご意見がございました。まず、数値については、右側のところに書いてありますとおり、具体にご説明させていただいております。また、これまで、平成21年度の北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会において、二風谷ダムの窪地に関する件についてはご説明させていただいております。その資料につきましては、参考資料3-1に示させていただいておりますので、ご参照いただければと思っております。

また、これまでの検討についても、今後、堆砂の進行は緩やかになることを説明しておりまして、こちらも前回までの資料でご説明したところでございます。

続きまして、平取ダムの堆砂につきましてのご意見でございます。

平成9年から平成15年について検討したようなので、その期間における流入土砂量等の融雪期ゲート開放時に流出する土砂量、また融雪期に放出される粒径分布を教えてください、黒部川の出し平ダムと平取ダムの排砂ゲートの幅や高さを教えて欲しいといった意見を頂いたところでございます。まず、こちらの考え方でございますけれども、今回、二風谷ダムの堆砂量等の再現計算をしておりますけれども、平取ダム地点の流入土砂量を算出せず二風谷ダム上流地点で一括して計算をしているところでございます。また、各粒径については、ここに記載があるとおりに、分布を示させていただいているところでございます。また、出し平ダムとの比較でございますが、こちらに具体の大きさ、また個数を示しております、運用等についてもこちらの方に考え方を示させていただいているところでございます。出し平ダムと平取ダムについては、ダム容量や流域の状況が異なります。また、設備の大きさのみで比較できるものではございません。平取ダムについては、前回お示しました資料2の運用を前提としまして堆砂量を検討し現計画の堆砂容量を上回らないことを確認しているところでございます。

引き続きまして、二風谷ダムと平取ダムの洪水調節についてのご意見でございます。二風谷ダムの堆砂の進行に伴い、二風谷ダムの洪水調節容量が減少し、平成15年8月と同じ規模の降雨があった場合、当時と同様な洪水調節機能を発揮できない、二風谷ダムの集水域が広く平取ダムのそれは狭いのに、洪水調節容量は逆になっていて、開発局が述べるような治水が働くとは思えないというようなご意見を頂いたところでございます。こちらにつきましては、平成15年8月時点では、異常洪水時防災操作を行った結果、600 m³/sの洪水調節をしています。当時の洪水発生を踏まえまして計画の見直しを行いまして、二風谷ダム、平取ダムの洪水調節容量をそれぞれ1,980万m³と2,530万m³から、1,720万m³と4,380万m³に変更しているところでございます。平成15年8月洪水と同規模の洪水量に対しては、上流の平取ダムで二風谷ダムの流入量を減らして、防災操作を行うことで600 m³/sの洪水調節をすることとしております。これらの考え方については、参考資料3-2に示しております。

また、二風谷ダムの堆砂については、平成22年度末で堆砂容量にまだ余裕があるところでございまして、洪水調節容量は確保されているところでございます。また、二風谷ダムの堆砂形状は、シミュレーションで予測した形状に近づきつつあり、堆砂の進行は緩やかになっているところでございます。

このように、二風谷ダム、平取ダムの洪水調節容量を用いて、ダムへの流入量よりも放流量を少なくすることによって洪水調節を行っているところです。集水域の大小関係と洪水調節容量の大小関係は一致しません。平取ダムは、二風谷ダムよりも大きい洪水調節容量を用いて洪水調節をすることとしています。

引き続きまして、平取ダムを含む治水対策案についても、先ほどの実施要領細目等の考え方に基づいて記載しているところでございます。

引き続きまして、治水10の平取ダムを含まない治水対策案に対するご意見につきましても、実施要領細目等の考え方に沿って考え方を記載しております。

あと、治水11から治水15も同様ですけれども、こちらも実施要領細目等の考え方に沿って考え方を示させていただいております。意見といたしましてはダムのかさ上げの事業費に含む内容について、また安全度の評価について、環境への影響の評価について、平取ダムへの賛否に対するご意見、河川整備についてというご意見につきまして、このように整理させていただいております。

引き続きまして、具体的な新規利水対策案のご提案ですが、こちらは新規の提案はございませんでした。概略検討や抽出に関するご意見を頂いたところでございます。まず、必要な開発量の確認につきましては、実施要領細目に基づいた考え方を整理しております。

続きまして、発電についてのご意見でございます。平取ダムに発電設備を設置すべきというご意見がございましたが、こちらは、平成15年8月洪水等も踏まえまして、参画している発電事業者において発電事業の見直しが行われ、現在は参加しないということとなっております。

引き続きまして、魚道について、平取ダムに魚道を設置すべきというご意見でございます。こちらは、平取ダムの建設に魚類の遡上、降下への影響が予測されるため、環境保全措置を講ずる必要があると考えておまして、当該内容を資料5-2に示しているところでございます。

なお、魚道の遡上、降下に関する環境保全措置につきましては、魚道の設置を含めて検討を行っております。

引き続きまして、水利権についてのご意見でございます。

ダム建設をしなくても水利権を容認できるような法の運用を検討すべきということでございます。こちらは、新たな取水行為を行う場合、既存の水利使用に影響を与えないよう、ダムの水資源開発施設を完成するか、他の水利権を転用させるなど、別途、水源を確保することが必要であると考えているところでございます。取得済みのダム使用权につきましては、国がダム事業を中止した場合、特定多目的ダム法に基づいた負担金の還付が必要であるというふうに考えているところでございます。

平取ダムへの賛否へのご意見につきましては、有識者会議の考え方等や実施要領細目の考え方に基づいて書かせていただいております。

引き続きまして、流水の正常な機能の維持です。こちらにも、新たな対策案のご提案の方は該当がなかったところでございます。流水の正常な機能の維持に関する概略検討や抽出に関するご意見につきましては、四つご意見がございまして、それぞれ考え方については先ほど申しました実施要領細目の考え方に沿って書かせていただいておりますので、ご意見の論点のみ紹介させていただきます。二風谷ダムの再開発、掘削案についてのご意見、地下水案についてのご意見、流水の正常な機能の維持についてのご意見、平取ダムの賛否に関するご意見について頂いたところでございます。

【事務局】 引き続きまして、資料4-1についてご説明いたします。

資料4-1といたしまして、前回、6月から7月に1ヶ月間パブリックコメントを行いましたけれども、その結果を踏まえまして、治水対策案の立案と概略評価の案につきまして見直しを行っております。

左肩と右肩の1ページ目、2ページ目、3ページ目につきましては、前回、検討主体の方で立案した治水対策案とその方策の組み合わせの一覧表でございます。

4ページ目は、前回、第3回検討の場で提示したダムを含む合計16の治水対策案ですが、それにつきまして概略評価の案を行いまして、前回、丸がついている部分について抽出を行ったところでございます。

前回、抽出しました治水対策案のナンバー9です。岩知志ダムを有効活用する案でございますが、こちらにつきましては、岩知志ダムの施設管理者である北海道電力さんに、この治水対策案について確認しましたところ、発電に影響を及ぼすため同意できないと回答がございました。このため、この案については実現性が低いことから、今回、概略評価において棄却したいと考えております。

また、前回、概略評価の案で棄却した治水対策案につきまして、これまでの検討の場でのご意見、あるいはパブリックコメントでのご意見でそれらを支持するものではありませんでしたので、前回棄却したものについては評価軸ごとの評価を行う治水対策案としないというふうにしたいと思っております。

先ほど、資料3でご説明差し上げましたパブリックコメントにおきまして、三つの具体的な治水対策案がございましたので、それにつきまして追加で検討を行っております。

まず、一つ目の二風谷ダム、岩知志ダム、奥沙流ダムの有効活用を検討するべきのご提案に対しまして、今回、追加でダムの有効活用としまして、二風谷ダムの掘削、岩知志ダムの掘削と容量買い上げ、奥沙流ダムの掘削と容量買い上げを組み合わせしております。また、もう一つ、二風谷ダムに排砂ゲートを設置し堆砂量を減らし、洪水調節容量を確保すべきというご提案に対しまして、今の二風谷ダムの構造を踏まえまして、新たにゲートを設置するのではなく、既設のオリフィスゲートを開門することによって排砂ゲートと同等の効果を発揮するような運用を行い、洪水調節容量を確保する案を考えております。これが、二つ目に追加した案でございます。

もう一つ、額平川にある頭首工を移設することで水位を下げる、また、流木発生防止に対してのご意見でございました。こちらにつきましても、先ほど資料3でご説明差し上げましたとおり、平取ダムを含まない治水対策案に対しては額平川の河道の掘削と荷負本村頭首工の改築等を行うことを既に治水対策の中に組み込んでおります。また、流木発生につきましては、ダムの有無にかかわらず、関係機関と調整を図りながら取り組んでいくこととしておりますので、今回頂いたご提案に対しては、新たに追加検討は行っておりません。

続きまして、先ほど説明しました三つのダムを有効活用する案の概要でございます。

8 ページ目と 9 ページ目をあわせて見ていただければと思っております。

完成までに要する費用につきましては、施設管理者等の調整を伴うため不確定とさせていただきます。実施に当たっての留意事項といたしまして、岩知志ダムと奥沙流ダムの容量買い上げによる費用は、施設管理者の北海道電力さんとの合意が必要になるということと、あとの三つのダムを有効活用いたしましても、まだ流下断面が不足する箇所がございますので、そちらについては堤防のかさ上げ、河道の掘削を組み合わせているのですが、堤防のかさ上げを行った区間につきましては計画高水位が上昇するため、内水対策やその他の検討が必要と留意事項を記載しております。

もう一つの二風谷ダムの排砂ゲートを設置する案でございます。こちらにつきましては、既設のオリフィスゲートを開門して排砂ゲートと同じ機能を有するものでございます。こちらにつきましては、完成までに要する費用として約 1, 0 0 0 億円と考えております。

実施に当たっての留意事項でございますが、まず、オリフィスゲートを開門することによって水位が低下しますので、それに伴って、今、二風谷発電施設がございますけれども、その発電ができなくなるため、ダム使用権者であるほくでんエコエナジーさんとの調整が必要になるところでございます。

また、ダムに堆積した土砂は掘削することを想定しておりますが、これを行わずに水位を下げると大量の土砂がダム下流に流されて環境に悪影響を与えることが想定されるため、関係機関等の理解を得ることは容易ではないと想定しております。また、こちらについても、堤防のかさ上げを組み合わせさせていただきますので、計画高水位の上昇を留意事項で上げさせていただきます。

頂いたパブリックコメントを踏まえて、今回、検討した治水対策案 1、三つのダムを有効活用する案でございますが、こちらにつきまして施設管理者である岩知志ダムと奥沙流ダムの施設管理者である北海道電力さんに確認したところ、この案は電力に影響を及ぼすため同意できないという回答がございましたため、実現性が低いことから、棄却したいと考えております。

また、もう一つの二風谷ダムの掘削プラス操作ルールの見直しの案でございますが、コストが前回抽出した治水対策案よりも高いということから、概略評価で棄却したいと考えております。

こちらの一覧表は小さい字になっておりますが、この 0 番から 1 5 番までは、以前、検討主体の方で立案した対策案、今回、パブリックコメントを踏まえて 2 案追加いたしまして、それらを一覧で示してどれを抽出したかというものを整理しているものでございます。この結果、薄黄色でハッチングしている部分の治水対策案について、コストや実現性を踏まえて抽出しております。

最後のページは、この抽出した案を整理しているものでございますが、この合計六つの案につきまして、概略評価で抽出を行いまして、評価軸ごとの評価を行いたいと考えております。

【事務局】 引き続きまして、資料4-2のパブリックコメント等を踏まえた利水対策案（新規利水）の概略検討（案）についてご説明をさせていただきます。

1ページ目でございますけれども、こちらは前回の検討の場におきまして、概略検討した結果として残ったものでございます。ダム案とそのほかに八つの対策案が残ったところでございます。

今回、概略検討に当たりまして、パブリックコメント等を行ったとともに、関係者である利水参画者さん、関係する事業者さんにもご意見を伺っているところです。

まず、新規利水対策案のナンバー5の岩知志ダムのダム再開発掘削、ナンバー6の多用途ダムの容量の買い上げ、ナンバー7の水系間導水に関しまして、利水参画者等に意見聴取を行いました。その結果、各施設管理者の利水計画に支障や影響を与えることから同意できないと回答がございまして、他案と比較して実現性が低いことが明らかになったことから、概略検討において棄却したいと考えてございます。

また、新規利水対策案、既得水利の合理化・転用についてですが、こちらに関係する事業者に合理化・転用の見通しを聴いたところ、現時点ではこれらの見込みがなかったため、概略検討において棄却したいと考えてございます。

また、前回の検討の場の概略検討で棄却した新規利水対策へのご意見といたしましては、支持するご意見はパブリックコメント、また検討の場でのご意見両方ともなかったことから、概略検討で棄却した新規利水対策案は評価軸ごとの評価を行う対策案としないと考えております。

また、パブリックコメントを実施しまして、新たな対策案についてもご提案がなかったところでございます。

その結果、実現性の観点が高いと思われる5、6、7と11については棄却いたしまして、黄色いハッチングを行ったところについて、引き続き評価軸ごとの評価を行っていくと考えているところでございます。

それぞれの対策案の概要については、4ページにまとめたとおりでございます。

引き続きまして、資料4-3のパブリックコメント等を踏まえた利水対策案（流水の正常な機能の維持）の概略検討（案）についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、1ページから3ページにわたるのですが、全部でダム案も含めまして18個の案が前回概略評価の検討の結果ということになっていたところでございます。最初のページが0から8個分記載されています。

2ページが、5個の案が記載されているところでございます。

3ページも5個の案が記載されているところでございます。

こちら、先ほどの新規利水と同様の検討を行いました。まず、ナンバー3、ナンバー8からナンバー18になりますけれども、関係河川使用者に対して意見の聴取を行いました。その結果、各施設管理者に当該案に対する見解を聴いたところ、利水計画に支障を与えることから同意できないと回答があったところでございます。また、関係する事業者に

対して既得水利の合理化・転用についても、これらの見込みはないという回答をいただきましたので、概略検討において棄却するという考えでございます。

引き続きまして、パブリックコメント、また前回の検討の場での構成員からのご意見といたしまして、棄却いたしました流水の正常な機能の対策案へのご意見といたしまして、棄却されたものを支持するというご意見はなかったところでございます。また、新たな対策案のご提案はなかったところでございます。

その結果、今、黄色いハッチングがあるものを抽出いたしまして、今、白色のところについては、基本的には実現性の観点から低いことから棄却することと考えております。また、対策案4については、同じ二風谷ダム案の再開発である対策案2よりもコストが高いということで、今回、棄却したいと考えているところでございます。

同様に、6ページの対策案は全て実現性が低いと考えられますので、棄却することを考えているところでございます。

結果といたしまして、採用された四つの案の概要につきましては、7ページに示すとおりでございます。

【事務局（河川調整推進官）】 説明が長くなりまして申し訳ございません。

全体討議につきましては、後ほど改めて時間をとらせていただきますけれども、これまでの説明でご質問等がございましたら、お受けしたいと思います。

一度にたくさんのご説明を消化できないかもしれませんが、前回までのパブリックコメントを踏まえた考え方でございます。

そうしましたら、次に行ってもよろしいでしょうか。

【事務局（河川調整推進官）】 では、続きまして、また説明時間が長くなりますけれども、本日の一番の議題ですので、少し時間をとらせていただきます。

続きまして、資料5-1から資料5-3の治水対策案及び利水対策案の評価軸ごとの評価について、担当より説明させていただきます。

【事務局】 資料5-1につきまして説明させていただきます。

お手元の資料をご覧になっていただければと思います。

上段にありますのが、抽出しました対策案でございます。左からダム案、河道掘削案、堤防かさ上げ・河道掘削案、遊水地を組み合わせた案、宅地かさ上げ、土地利用規制を組み合わせた案、雨水貯留施設等を組み合わせた案でございます。

左側にあるものが評価軸となっております。順を追って説明をさせていただきます。

まず、安全度でございます。

河川整備計画レベルの目標に対して安全度を確保できるかという観点でございますが、いずれの案も安全度は確保できると考えております。ただし、堤防のかさ上げを組み合わせた案につきましては、計画高水位が高くなることを記載しております。また、宅地かさ上げの案でございますが、土地利用規制を行いますので、こちらについては宅地は浸水しませんが、周りがある水田等が浸水するということが記載しております。

次に、目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるかという項目でございます。こちらにつきまして、三つの洪水の規模を想定しております。まず一つは、河川整備基本方針レベルの洪水でございますが、一番左側のダム案につきましては、平取ダムと二風谷ダムの二つのダムによって洪水調節効果を発揮すると評価しております。ダム案以外の案につきましては、二風谷ダムのみですが、こちらにつきましては、完全ではありませんけれども、一定の洪水調節効果が発揮されると評価しております。また、河川整備基本方針より大きい規模の洪水につきましては、全ての案でダムによる洪水調節効果が完全には発揮されないという評価をしております。

なお、どちらの規模の洪水に対しましても、河道の水位は計画高水位を超えて堤防の決壊性が高まると評価しております。

また、局地的な大雨につきましては、全ての案で計画高水位を上回るまでは安全を確保できると評価しております。

引き続き、安全度でございます。

段階的にどのように安全度が確保されていくのかで、10年後を想定して整理しております。まず、ダム案でございますが、こちらにつきましては、平取ダムは完成して洪水調節効果を発揮していると想定されます。また、遊水地案や雨水貯留等案につきましては、用地買収などがありますので、地域の協力が得られれば、一部、施設が完成して効果を発揮していると評価しております。また、宅地かさ上げ案につきましては、土地利用規制や宅地のかさ上げに関する協議等もございますので、10年後に宅地のかさ上げ、あるいは土地利用規制が進むのか否かは不透明と評価しております。また、河道の整備につきましては、全ての対策案において実施した区間から順次効果が発現していると評価しております。

次に、どの範囲でどのような効果が確保されていくのかでございますが、これは全ての案につきまして、同程度の範囲及び効果が確保されていると想定しております。ただし、宅地かさ上げ案につきましては、土地利用規制がございまして、土地利用規制を行った地域については水田等が浸水するが、宅地等をかさ上げするため宅地は浸水しないと評価しております。

次に、コストの評価軸でございます。

完成までに要する費用はどのくらいかというところでございますが、まず、左のダムの案で行きますと370億円、河道の掘削案でございますと約520億円、堤防かさ上げ・河道掘削案ですと約500億円、遊水地案ですと約900億円、宅地かさ上げ案でございますと約500億円、雨水貯留等案ですと約510億円と評価しております。また、維持管理に要する費用はどのくらいかということで、現状の維持管理費からどのくらい増えるか整理しております。ダム案は現状から年間約1億8,000万円程度維持管理費が増えると評価しております。また、遊水地の案で行きますと現状から年間約5,500万円増えると評価しております。それ以外の案につきましては、現状と同程度と評価しております。

す。

次に、その他の費用はどれくらいかということで、こちらにつきましてはダムの中止に伴う費用といたしまして、ダム案以外は同じでございますが、まず、現場の安全対策に1億円程度、既にいただいております利水者負担金の還付が1億円程度、付け替え道路などを進めております生活再建事業の残事業費が約29億円ございますが、その扱いについて今後検討する必要があると評価しております。

3ページ目でございます。

次は、実現性の評価軸でございます。

まず、土地所有者等の協力の見通しはどうかでございます。まず、ダムにつきましては、民有地の用地買収及び家屋移転は既に完了していると評価しております。また、遊水地の案、宅地かさ上げ、雨水貯留等の案につきましては、新たな用地買収や施設管理者などの協力が必要と評価しております。

なお、こちらの案につきましては、まだ土地所有者や施設管理者の方に説明を行っていないことを記しております。

いずれの案につきましても、河道の掘削を行った後に発生する残土につきましては、土地所有者等の協力を得る必要があると評価しております。

その他、関係者等との調整の見通しはどうかというところでございますが、こちらについては、全ての案につきまして河川に架かっている橋の施設管理者、あるいは河川使用者や漁業関係者との調整は、引き続き実施していく必要があると評価しております。

次の法制度の観点からの実現性の実現性については、いずれの案も現行の法律で実施できると評価しておりますが、宅地かさ上げ案につきましては、土地利用規制をかけたところに洪水後、私有地に堆積している土砂やごみなどを河川管理者が処理する法的な制度が今のところはないということの一部記載しております。

技術上の観点からの実現の見通しにつきましては、全ての案において特段隘路となるようなものはないと評価しております。

次に、持続性でございます。

将来にわたって持続可能といえるかというところでございますが、ダムや河道の掘削、あるいは堤防のかさ上げ、遊水地などにつきましては、適切な管理により持続可能と評価しております。ただし、宅地かさ上げ案では土地利用規制、雨水貯留等を組み合わせた案ですと雨水貯留施設について機能を維持していくことに対しては土地利用規制を引き続きかけなければいけないというところで、土地の所有者の協力や雨水貯留施設などを管理している施設管理者がきちんと管理するというふうに協力が必要と評価しております。

続きまして、柔軟性でございます。

地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうかという項目でございます。こちらにつきましては、ダムや河道の掘削、あるいは堤防のかさ上げを組み合わせているものにつきましては、一部、容量的には限界があることも

記載しておりますが、技術的には可能と評価しております。遊水地や宅地かさ上げ、あるいは雨水貯留施設等の施設につきましては、土地所有者や施設管理者の協力が必要なため、柔軟に対応することは容易ではないと評価しております。

地域社会への影響でございます。

まず、事業地及びその周辺での影響はどの程度かというところでございます。ダムの方につきましては、地すべりの可能性があるところについてはその対策が必要になる、また、平取ダムの建設予定地周辺でアイヌの文化的所産に配慮し調査を行っているという評価しております。

また、遊水地の案や土地利用規制の案、雨水貯留等の案でございますが、これらにつきましては、遊水地案は農地を用地買収しなければならないとか、土地利用規制ですと洪水時に水田が浸かってしまう可能性があること、雨水貯留等案は水田等の保全で今の水田の畦をかさ上げしまして水を貯めるといった案も含めております。これらにつきましては、農業に及ぼす可能性があるという評価をしております。

その他、河道改修につきましては、いずれの案につきましてもアイヌの文化的所産に配慮する必要があると評価しております。

次に、地域振興に対してどのような効果があるかという評価でございます。こちらにつきましては、河道改修等を行うことにより治水安全度が向上しますので、その向上が地域振興に貢献し得ると全ての案で評価をしております。

地域間の利害の衡平性の配慮がなされているかですけれども、こちらにつきましては、ダム案は、水源地域対策特別措置法に基づき利害の衡平性に対して配慮していることを記載しております。また、この遊水地案や土地利用規制、また雨水貯留等の案につきましては、実際に施設などを整備する場所と恩恵を受ける場所が異なりますので、こちらにつきましては衡平性について調整が必要になると評価をしております。

河道改修につきましては、全ての案で、特段、不衡平は生じないというふうに評価をしております。

続きまして、環境への影響という評価軸でございます。

まず、水環境についてどのような影響があるかでございますが、こちらにつきましては、ダムの場合は洪水の直後、あるいは融雪期に水の濁りが予測されるため、環境保全措置を講ずる必要があると評価しております。また、全ての案につきましては、沙流川下流のシシヤモ産卵床区間において豊水位以上の掘削を行うため、平常時の水環境への影響は想定されないと評価しております。

引き続き、環境への影響でございます。

生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるかという項目でございます。こちらにつきましては、いろいろ記載しておりますが、全ての案につきまして、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があるため、必要に応じて環境保全措置を講ずる必要があると評価しております。

次に、土砂流動がどのように変化し下流河川・海岸にどのような影響をするかでございますが、こちらにつきましても、全ての案につきましても、土砂の流出に大きな変化はないと評価しております。

景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるかでございますが、こちらにつきましても、例えばダムや遊水地ですと湖面ができますので、それにより景観等の変化が想定されると評価しております。

また、河道の掘削を行う部分につきましても、主に高水敷を掘削することを想定しておりますので、環境への影響は限定的と評価しております。また、改修を行うに当たっては、アイヌの文化的所産に配慮する必要があるというふうにも全ての案で評価しております。

最後にその他ですけれども、宅地かさ上げ案につきましても、土地利用規制で浸水を想定している区域において、洪水発生後、洪水で運ばれた土砂やごみの処理が必要というところをその他項目として記載しているところでございます。

資料5-1は以上でございます。

【事務局】 引き続きまして、資料5-2で、沙流川総合開発事業平取ダム検証に係る検討の総括整理表の新規利水についてご説明をさせていただきます。

まず、目標に関する評価でございます。

まず、1段目の利水参画者に対して開発量として何 m^3/s 必要か確認するとともに、その算出が妥当に行われているか確認することとしており、その量を確保できるかという点でございます。こちらについては、どの対策案につきましても確保できるということを確認しているところでございます。

2段目でございます。段階的にどのように効果が確保されていくのかについてですが、今回は10年後で記載しております。ダム案については、水供給が可能となると想定されるとし、その他の対策案は、関係機関と調整が整えば水供給が可能となると想定しております。

3段目のどの範囲でどのような効果が確保されていくのかにつきましては、全ての案がダム案と同様の取水等が可能という整理にしております。

4段目のどのような水質の用水が得られるのかについては、地下水取水案につきましては取水地点により水質が異なるとしておりますが、それ以外の対策案については現状の河川水質と同等と考えられるとしております。

次に、コストの評価軸に関する評価です。

まず、完成までに要する費用でございますが、ダム案については1億円、河道外貯留施設案は約5億円、ダム再開発案は約3億円、地下水取水案は約6億円、ため池案は約5億円と算出しているところでございます。

なお、ダム案については、利水者負担金は全額納付済みと記載しております。

引き続きまして、次の段の維持管理に要する費用はどのくらいかについてですが、ダム案は年間100万円、河道外貯留施設案は約700万円、ダム再開発案は約300万円、

地下水取水案は約800万円、ため池案は約700万円と評価しております。

次の段ですが、その他の費用ということで、ダムの中止に伴って発生する費用はどれくらいかについてでございますが、こちらには治水でご説明した内容を記載しているところでございます。

次のページに参りまして、実現性の評価軸についてでございます。

1段目の土地所有者等の協力の見通しはどうかについてですが、ダム案は、治水と同様に民有地取得等が完了し一部の公共用地の補償が残るが、了解を得られていると記載しているところでございます。河道外貯留施設案は、ダム事業用地を想定しておりますので、ダム案と同様のことを記載しております。ダム再開発案では、必要な用地の発生が生じないこと、地下水取水案及びため池案については、用地買収等が必要となるため、土地所有者等の協力が必要であること、現在、その土地所有者等にはまだ説明していないことを記載しております。

2段目の関係する河川使用者の同意の見通しはどうかでございますが、地下水取水案については関係する使用者がいないことを書かせていただいております。ダム案については同意が得られていることを書かせていただいております。ダム再開発案については、発電事業者からの意見として容認できないと表明されていることを記載しているところでございます。

3段目の発電を目的として事業に参画している者への影響はどうかについてでございますが、こちらは、発電を目的に参画している者がございませんので、このような斜め線を書いております。

4段目のその他の関係者との調整の見通しはどうかについては、地下水取水案については、調整すべき関係者は現時点では想定していないこととしております。その他の案につきましては、漁業関係者との調整を実施する必要があると記載しております。

5段目の事業期間はどの程度必要かでございます。ダム案については、対応方針等の決定を受けて約7年を要すると記載しています。ダム案以外は、調査設計、契約期間を除き河道外貯留施設で概ね3年、ダム再開発案で概ね3年、地下水取水案は概ね1年、ため池案は概ね2年程度必要であり、これに加えて関係機関、関係住民の了解を得るまでの期間が別途必要であるということを記載しているところでございます。

6段目の法制度上の観点からの実現性を見通しでございますが、こちらは、全ての案において現行法制度のもとで実現可能と記載しております。

最後に、技術上の観点から実現性を見通しはどうかについては、地下水取水案は、他に影響を与えないよう現地における調査が必要であるとしており、その他は技術上の観点から実現性の隘路となる要素はないと記載しております。

続きまして、持続性の評価でございますけれども、全ての案において、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能と評価しております。

続きまして、地域社会への影響でございます。

事業地及びその周辺への影響はどの程度かについては、ダム案は治水と同様の記載です。河道外貯留施設案及びため池案については、地すべり対策に係る記述を除いてダム案と同様の記載です。ダム再開発案については、影響は小さいと想定されると記載しております。地下水取水案については、地盤沈下や周辺の井戸が枯れることについて記載しております。

続きまして、地域振興等に対してどのような効果があるかについてです。

ダム案は、治水と同様な記載です。河道外貯留施設とため池案は、新たな水面がレクリエーションの場となり、地域振興につながる可能性があります。ダム再開発案と地下水取水案は、効果は想定されない旨を記載しております。

引き続きまして、地域間の利害の衡平への配慮がなされているかについてです。

ダム案は、治水と同様の記載です。河道外貯留施設とダム再開発案は、水源と受益地が離れている場合、地域の衡平性を保持するため、地域住民の十分な理解、協力を得る必要があるとしています。また、地下水取水案及びため池案は、受益地近傍を想定しており、調整は必要ないと記載しております。

次のページです。

環境への評価の評価軸についてです。

一番上の水環境についてどのような影響があるかについて、ダム案は治水と同様の記述です。河道外貯留施設案とため池案は、富栄養化等が生じる可能性があるとして記載しております。ダム再開発案は影響が小さいと想定され、地下水取水案は影響はないと記載しているところがございます。

2段目の地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるかについてです。地下水取水案は地盤沈下を起こすおそれがあるとしており、その他の案は影響は想定されないと記載しているところがございます。

3段目の生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるかについて、ダム案は治水と同様の記載です。河道外貯留施設案とため池案は、影響を与える可能性があり、環境保全措置を行う必要がある旨を記載しています。ダム再開発案は影響が小さい旨を記載しております。地下水取水案は影響がない旨を記載しているところがございます。

次に、土砂流動がどう変化し下流の河川・海岸にどのように影響するかについてです。ダム案は、治水と同様の記載です。地下水取水案は、影響は想定されず、その他の案は影響は小さいと想定されると記載しています。

続きまして、景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるかは、ダム案については治水と同様の記載です。河道外貯留施設案とため池案は、新たな湖面創出により景観等の変化が想定されるとともに、アイヌの文化的所産への配慮について記載しています。ダム再開発案及び地下水取水案は、影響は小さいと想定されることを記載しております。

最後に、CO₂排出負荷はどう変わるかについてですが、地下水案とため池案は、ポンプ

使用によるCO₂の排出量の増加としております。そのほかの案は、変化は小さいと想定されると記載しているところです。

引き続きまして、同様の総括表でございます。

資料5-3としまして、流水の正常な機能の維持についてご説明をさせていただきます。

まず一つ目が、目標の評価軸についての一番上ですが、流水の正常な機能の維持に必要な流量が確保できるかについてです。こちらは、全ての案で平取地点において概ね11m³/s確保できるとしてしております。

2段目ですが、段階的にどのように効果が確保されていくのかについては、10年後で評価しており、新規利水とほぼ同様の記載をしております。

3段目のどの範囲でどのような効果が確保されていくのかについては、全ての案において平取地点及びその下流に効果を発現できるとしてしております。

4段目のどのような水質が得られるかは、利水と同様、地下水取水案は取水地点により得られる水質が異なるとし、その他の案は現状の河川水質と同等と考えられるとしております。

続きまして、コストの評価軸でございます。

完成までに要する費用でございますが、ダム案は約71億円、河道外貯留施設が約380億円、ダム再開発案は約100億円、地下水取水案は約230億円と算出しております。

次の段が、維持管理に要する費用です。こちらは、ダム案が年間4,600万円、河道外貯留施設案が1億9,000万円、ダム再開発案が約2億円、地下水取水案が約2億2,000万円と算出しております。

その他の費用も、ダム中止に伴って発生する費用等の費用ですが、こちらは治水、新規利水と同様の記載としております。

続きまして、実現性の評価でございます。

こちらは、土地所有者等の協力の見通し、関係する河川使用者の見通し、発電を目的とした事業者に参加している者への影響の程度はどうか、その他、関係者等との調整の見通しはどうか、法制度上の観点からの実現性の見通しはどうか、技術上の観点からの見通しはどうかにつきましては、新規利水と同様の記載をしているところでございます。

事業期間はどの程度必要かについては、ダム案については対応方針の決定を受けて約7年程度要する、ダム案以外の案については調査設計、契約期間を除き河道外貯留施設で概ね約20年、ダム再開発案が概ね3年、地下水取水案は概ね6年程度としております。これに加えて、関係機関、周辺住民の了解を得るまでの期間が必要である旨を記載しているところでございます。

続きまして、持続性でございます。

将来にわたって持続可能といえるかについてですが、地下水取水案は、大量の地下水取水であり、地盤沈下、地下水枯渇に対する観測が必要であるとしております。そのほかの案については、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能と評価してしております。

続きまして、地域社会への影響の評価軸でございます。

事業及びその周辺への影響はどの程度かについては、ダム案は、治水、利水で説明したものと同様のものを記載しております。河道外貯留施設案については、地すべり対策に関する記述を除きダム案と同様の記載です。ダム再開発案については、影響が小さいと想定されると記載しています。地下水取水案については、地盤沈下や周辺の井戸が枯れることについて記載しているところでございます。

続きまして、地域振興等に対してどのような効果があるかについては、新規利水と同様の記載でございます。

続きまして、地域間の利害の衡平への配慮がなされているかについては、ダム案については治水や新規利水と同様の記載です。河道外貯留施設案と地下水取水案は、平取地点より上流域を想定しているため影響する地域住民の理解、協力を得る必要があると記載しております。さらに、地下水取水案は、沙流川の環境保全のため地下水が利用されることについて十分な理解、協力を得る必要があると記載しております。

続きまして、環境への影響についてです。

水環境に対してどのような影響があるかについては、ダム案、河道外貯留施設案、ダム再開発案は、新規利水と同様の記載です。地下水取水案は、渇水時における取水量が多いため、河川への流出量の減少など水環境への影響が想定されると記載しているところでございます。

地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか、生物の多様性の確保及び流域の自然環境を全体にどのような影響があるか、土砂流動はどのように変化し下流の河川・海岸にどのような影響をするか、それから、景観、人と自然との触れ合いに関する影響については新規利水と同様の記載をしております。CO₂排出負荷はどう変わるかについては、ダム案と河道外貯留施設案、地下水取水案は新規利水と同様の記載です。ダム再開発案については、工事期間中の減電補償が必要でございまして、対応するCO₂の増加が見込まれます。一方、再開発案後は増電に伴い、減少が想定されると記載しているところでございます。

以上が、流水の正常な機能の維持の対策案の評価軸ごとの評価でございます。

【事務局（河川調整推進官）】 大変長い説明になって申しわけございません。

この後、全体会議に入りたいと思いますけれども、説明が長くなりましたので、ただいまの説明の中でご質問等がございましたら、まずお受けしたいと思います。

では、平取町長さん、お願いします。

【平取町長（川上 満）】 平取町長の川上でございます。

今の説明を受けまして、全体を通じて何点かご質問を申し上げたいと存じます。

まず、1点目は、平取ダムの検証にかかわる検討で、ダム以外の代替案との比較が行われておりますが、洪水調節での実現性に関する比較の中で、一つは土地所有者等の見通しはどうか、その他関係者との調整の見通しはどうか等の項目、または新規利水、流水の正

常な機能の維持の実現性の項目の評価の考え方で、現時点では土地所有者等に説明等を行っていないという記述がそれぞれ多く出てきているところでございます。いかなる代替案を進める上においても、ここが大きな隘路になることを心配しております。沙流川流域に張りついた形で少ない農地を有効に利用してきた歴史的な経緯がございます。このような実態からして、これ以上の土地等の提供については現実的ではなく、理解を得るのは容易ではないと思いますし、相当の時間を要することを懸念しております。この辺の時間等も評価に加味した場合に、ダム以外の代替案の実現性を疑わずにはいられないと思っておりますけれども、いかがでしょうかということでございます。

2点目は、ダム以外についての治水対策案で、特に堤防のかさ上げ等につきましては、平成15年の台風10号の教訓から、局地的な豪雨が発生した場合に、河道の水位が今現在以上に高くなって堤防が破堤した場合、大変危険であり、被害も甚大であると懸念しているところです。

3点目は、コストの面でございますが、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の中でも、平取ダム建設のコストが一番安価であることが比較検討の中で明確になっているところでございます。

また、利水者負担金については、平取町、日高町も全額納入済みでございます。

以上のとおり、4回目の検討の場で示されましたそれぞれの評価軸ごとの評価からも、平取ダムの建設が最善の策であると思っております。

感想とご意見と重複しておりますけれども、以上を申し上げたいと思います。

【事務局（河川調整推進官）】 ご意見の部分もございまして、明確にお答えできないかもしれませんが、1点目の事業の調整に関する時間につきましては、現時点では見込んでいないと資料にも書いております。平取町長様のご意見は地域の実態かと思っておりますが、それらについては、定量化というか、何年ぐらいかかるかということに記載することはなかなか難しい問題もあるかと思っております。それらについては、調整を行っていないということと、定量的にできないということで、こちらとしては考えております。実態上、時間がかかることにつきましては、理解しております。

また、堤防のかさ上げにつきましては、ご指摘のとおり、堤防のかさ上げをしますと水位が高くなりますので、これについては、他の案に比して被害は大きくなるかと思っております。これらにつきましても、評価の中で考えさせていただいているところでございます。

また、ダム案のコストが安価で、さらに利水につきましては負担金等は既に徴収いただいているという事実もございます。それらについては、当方としても認識はしているところでございますけれども、今回の検討につきましては、コスト以外も含め、いろいろご意見をいただければと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

【平取町長（川上 満）】 特に強調しておきたいのは、二風谷ダムを着手してから30

年経過しております、この間、平成15年8月の台風10号、さらには平成18年8月の集中豪雨によりまして、沙流川水系ではかつてない出水に見舞われました。平成9年に完成しました二風谷ダムが洪水調節機能を発揮していただいたことは事実でございます。しかしながら、二風谷ダムだけではまだ不十分でございます、その被害は甚大なものとなっております。

そこで、平取ダムの計画については、先ほども評価軸の中でもお話がありましたように、必要な民有地、家屋等の移転も地域の協力を得ながら、既に完了して準備は盤石となっております。そういうことで、着手して10年以内に完成するという実現性のめどが立っておりますので、30年間、地域住民は安全・安心を求めて待ち続けております。地域に住んで、災害と闘ってきた地域住民の声をしっかり受けとめていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

【事務局（河川調整推進官）】 ありがとうございます。

ご意見として賜らせていただきます。

それでは、平取町長さんからも既にご意見をいただいておりますけれども、全体討議に入らせていただきたいと思いますと思います。

全体を通しまして、構成員の皆様からご意見をいただきたいと思いますけれども、ご意見がありましたら、お願いします。

日高町長様、お願いします。

【日高町長（三輪 茂）】 質問でも何でもないのですけれども、感想をお話しさせていただきたいと思いますと思います。

今日の説明は、大変丁寧に対策案等々を示していただきまして、感謝をしているところでございます。また、コスト面あるいは時間軸等々からも説明がきちんとありましたし、パブリックコメントについても非常に親切丁寧な回答だったと思っております。

ダム案を含めまして、治水では6案、利水では5案、流水の正常な機能の関係では4案に絞り込んだということでございます。私は、今の説明を聞いて、ダム案が最も有効な方法だと改めて感じたところでございます。よく、災害は進化するという言葉を使う方がいらっしゃいますけれども、私は本当にいつもそう思っております。平成15年の話が、今も平取町長さんからもございました。災害が進化するということを考えると、豪雨的な関係の部分については、平成18年を上回ることも十分に想定されるというか、考えておかなければならないと思っております。我々市町村長としては、災害の関係から地域の住民の方々の安全をしっかり守ることについては、最も重要な責務だと思っております。そのためにも、いつきも早く安全で有効な手段をとることだと思っております。

先ほども言いましたが、やはり、ダム案が一番と感じているところでございますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上、感じたこととお話をさせていただきました。

【事務局（河川調整推進官）】 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

平取町長様、先ほどご意見をいただきましたけれども、追加で何かございますでしょうか。

【平取町長（川上 満）】 今、三輪町長の方からお話がありましたように、パブリックコメントによって19の意見等を精査していただきながら、ダム建設以外の案についての概略評価を丁寧にしていただいたことを大変評価するところでございます。

そこで、最終的なことでございますが、今後の検討の場のスケジュールについて伺いたいと思います。次回はいつごろ予定されているのかということをお伺いしておきたいと思っております。

【事務局（河川計画課長）】 次回のスケジュール感は、前段でも若干ご説明させていただいたのですが、まず本日の審議結果を踏まえまして、この後の作業になりますけれども、次回以降、治水、利水対策の目的別の総合評価を行います。洪水調節の目的の中でどの案が一番優位か、どの案にどういう課題があるかといった目的別の総合評価を行いまして、最終的に、治水目的、新規利水目的、流水の正常な機能の目的を全部あわせて総合的にどの案が有利かという総合評価を、今後、実施していくこととなります。次回以降、ご審議いただく予定でございます。

あわせて、資料1ですが、最終的に総合評価の結果を出していくに当たっては、開発局が行う検討の中の大きな箱の中の一番下に（ソ）と書いてあるとおり、対応方針案の決定につなげていくのですが、それに当たっては、これまでの検討経緯やデータを全部整理した並行して報告書を作っていかなければいけないこともあります。そういったことも行った上で、今度はさまざまな方々の意見を聴くという手続を踏んで、開発局の方から検討結果を本省に報告して、本省は、今度は有識者会議の意見を伺って、最後に対応方針を本省として決定する流れになっております。

それだけ色々やるものが残ってしまっていて、いつまでと具体的には言えないのですが、できる限り早い段階で次回の検討の場を開きたいと思っておりますし、作業をスピーディーに進めたいと思っております。

【平取町長（川上 満）】 といいますのは、昨年もそうですが、世界各地での異常気象のせい、大変大きな災害が頻繁に発生しておりまして、本当に災害は待たなしでやって来ております。

平成22年も、平取町内では、前線と台風によりまして住民の避難勧告をしておりますので、一日も早く現実的な対応方針を速やかに出していただきたいと思っております。今日の検討の場においても最善策は明らかになっておりますので、もう少しスピードアップしながら、できるだけ早く、国における最終的な対応方針を決定するように切に要望しておきたいと思っております。

以上でございます。

【事務局（河川調整推進官）】 ありがとうございます。

できる限り早く説明させていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。

日高町長、お願いします。

【日高町長（三輪 茂）】 今、総じて、平取町長様から、スケジュールの関係については、スピードを上げて、ぜひとも進めていただきたいという話がありましたが、これは私も全く同意見でございます、検討の場でしっかりとした方向性を出してという格好になるかと思えます。

流域の平取町さんと日高町は、ダムの安全性の部分で何とか早く方策をきちんととってほしいと私は前々から言っているつもりであります。やはり、こういう部分は、流域のまちは当然ですが、北海道としても、そこら辺の方向性の部分については、北海道という立場からしっかりと方向性を示していく、なるべく早く出してもらおうということについて、ぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局（河川調整推進官）】 他にございますでしょうか。

北海道知事はよろしいでしょうか。

【北海道（片沼 弘明）】 皆さんと同じことになるのですが、やはり去年の3. 11に大震災があつて、それ以外にも7月に新潟や福島などで豪雨があつたり、本道において言えば、去年9月に台風12号によって全道各地で被害があつた1年だつたと思ひますので、防災対策の重要性が再認識されたのかなと思ひています。

そういった状況から、この沙流川流域に住んでおられる方々の安全・安心を確保するためにも、一刻も早く検証を終えて、国に対応方針を決定していただいて、早急にこの沙流川の治水対策に取り組んでいただきたいと思ひます。やはり、検証をやっている2年、3年が空白だつたと思われぬように早くやっていただきたいと思ひます。

もう一つ言えば、今、原課長から説明があつたように、今後、学識経験を有する者または関係住民などから意見聴取をしていくと、また、パブコメも必要に応じてやっていくという話ですので、これらを通じて幅広くさまざまな方からご意見をいただいて、住民の皆様が抱えている不安等をできる限り払拭していただきたいと思ひます。

この2点のお願いでございます。

【事務局（河川調整推進官）】 ありがとうございます。

そうしましたら、一通りご意見をいただきましたので、原の方から総括的な話をさせていただきます。

【事務局（河川計画課長）】 長時間の説明になってしまいました。大変申しわけありません。

本日は、本当に様々なご意見を頂きました。

今日の議事の中身としては、最初に計画の前提になっていますデータの点検の話や、昨

年実施したパブコメの結果報告とか、相当細かい字で議論をさせてもらいました治水対策案や利水対策案に関します評価軸ごとの詳細な評価についてご説明させていただきました。

相当細かい字でぎっちり書かれた資料で説明させてもらいましたけれども、治水対策案につきましても、ダム案を含めて6案について、新規の利水対策につきましてもは5案、流水の正常な機能の維持につきましてもはダム案を含めて4案ということで、詳細な評価をさせていただきます。

ここに至るまでに、相当時間がかかってしまっているということもあるのですが、最初のご説明でデータの点検の話は資料としては1枚で済ませてしまっていますけれども、やはり、過去の雨量データや流量データの点検といった点検作業も相当大変な作業ということもありました。先ほどの細かい資料で恐縮だったのですが、ああいった作業で相当時間を要してしまっております。本当に大変申し訳ありません。

今後の予定は、先ほどご説明させていただきましたが、目的別の総合評価を行いまして、それから総合評価を行って、次回以降、検討の場でご審議いただきたいと思っています。その後、パブリックコメントや関係する方々からの意見聴取、学識経験者でありますとか関係住民、関係利水者、それから関係地方公共団体の長から意見聴取を実施して結果を取りまとめることにしております。

先ほど来、スケジュールやスピード感というお話がございましたけれども、北海道開発局としては、ダム案になるのか、それ以外の案になるのかは別にしまして、治水対策案は先ほど首長さんたちからもご意見があったとおりで、本当に急いで決めなければいけない事業と思っていますので、平成25年度の予算には評価結果を反映できるように努力していきたいと思っております。

ただ、我々開発局だけで決める話ではなく、先ほどもお話をしましたとおりで、関係者の方々もおりますし、本省や有識者の会議といういろいろな手続が残っておりますので、その辺につきましてもは、ご理解をいただければと思います。

本日は、本当にどうもありがとうございました。

引き続き、ご協力方、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局（河川調整推進官）】 それでは、これにて本日の議事を終了させていただきますと思います。

ご出席の皆様におかれましては、お忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

なお、本日、配付しました資料につきましてもは、次回以降の検討の場でもファイルにつづりまして構成員の皆様方にお配りしたいと思いますので、机の上に置いていただいても結構でございます。

これら配付資料につきましてもは、北海道開発局のホームページに公表させていただきます。

また、議事録につきましても、皆様方に確認をいただいた後に、同じく公表させてい

たきますので、よろしく申し上げます。

4. 閉 会

【事務局（河川調整推進官）】 それでは、以上をもちまして、第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上